

平成 30 年（行サ）第 15 号 衆議院議員選挙無効請求上告事件
上告人 鶴本 圭子 外（以下、「選挙人」又は「選挙人ら」という）
被上告人 東京都選挙管理委員会 外（以下、「国」ともいう）

上告理由書の要旨

平成 30 年 3 月 22 日

最高裁判所 御中

上告人訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 眞 人

同 弁護士 平 井 孝 典

目次

序 (本書 1 頁)	1
第 1 章 国の合憲論に対する反論 (本書 2~19 頁)	2
第 I 部 (本書 2~14 頁)	2
I 国の【投票価値格差・最大 2 倍未満合憲説】は、平成 27 年大法廷判決 (10 頁)、平成 25 年大法廷判決 (10 頁)、平成 23 年大法廷判決 (8 頁) の「選挙区割りを決定するに際して、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解される」との各判示 (規範) に、 真正面から反する 。(本書 2~3 頁)	2
II 1 人別枠方式を含む本件選挙区割基準のうち、1 人別枠方式に係る部分が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態である理由は、 「地域性に係る問題のために、殊更にある地域 (都道府県) の選挙人と他の地域 (都道府県) の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいい難い。」(強調 引用者) ということである。(本書 3~6 頁)	3
III 平成 23 年大法廷判決は、『旧区画審設置法 3 条 1 項の趣旨は、最大人口較差・2 倍という数値を、衆院選 (小選挙区) の合憲・違憲の結論が導く、画一的に量的な基準とする趣旨ではない』と判断している、と解される (甲 26)。(本書 7~8 頁)	7
IV 本件選挙に於いては、該 12 都県については、1 人別枠方式による各都県への各議員定数が、従来どおり維持されており、1 人別枠方式により決定される議員定数自体が 廃止されていない ので、該 12 都県への各議員定数は、【憲法の投票価値の平等の要求】に反する状態である。(本書 9~14 頁)	9

第II部 (本書 15～19 頁)	15
2の論点.....	15
1 ① 憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文前段、14 条は、 【〈憲法 14 条により法の下での平等が保障されている〉国民の過半数 の意見が、国会議員の多数決を介して、立法し、かつ総理大臣を指 名するルール (=国民の意見〈即ち、民意〉の多数決ルールとい う根源的民主主義原理)】 を定めている (統治論)	16
2 ② ところで、国民の多数 (過半数) の意見が、国会議員の多数決を 介して、多数決で、立法し、かつ総理大臣を指名するためには、 人口比例選挙が必要である。	16
3 ③ ここで、人口比例選挙とは、【議員 1 人当りの人口が同数である こと (= 1 人 1 票の選挙) 】をいう。	16
2 平成 29 年 10 月衆院 (小選挙区) 選挙 (「0 増 6 減」の「本件選挙」) は、 非人口比例選挙である。(本書 19 頁)	19
第 2 章 (本書 20 頁)	20
原判決は、選挙人らの憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文前段が人口比例 選挙を要求する主張を棄却する理由を記述していない。 よって、原判決は、(憲法 76 条 3 項、民訴法 253 条 1 項 3 号、行政訴訟 法 7 条に違反する。(本書 20 頁)	20

序 (本書1頁)

1 原判決は、

『平成 28 年法律第 49 号（以下、「平成 28 年改正法」という）により、平成 32 年以降アダムズ方式に基づき、各都道府県の議員定数が配分され、選挙区割りの投票価値の最大較差が 2 倍未満になると見込まれ、かつ平成 28 年改正法によって、爾後における投票価値の較差の更なる是正に向けての方策と立法府の決意が示されていると評価できることから、本件選挙区割り
が憲法に違反するに至ったということとはできない』旨

判示した。

- 2 原判決は、国の主位的主張（即ち、『本件選挙区割りにおける投票価値の最大較差は、2 倍未満であるので、本件選挙区割りは、合憲である』旨主張）を排斥し、国の予備的な主張（『平成 27 年改正による平成 32 年以降アダムズ方式による議院定数の再配分が見込まれるという理由により、本件選挙区割りは合憲である』旨の主張）を採用した。

- 3 原告（選挙人）らは、下記（本書 2～20 頁）のとおり、

『国の主位的主張（即ち、投票価値・最大 2 倍未満を理由とする本件選挙区割り、合憲の主張）は、憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文前段、14 条の定める、【**主権者の多数決という根源的民主主義原理**】に基づく、人口比例選挙の要求】に違反する』旨

主張し、かつ

『原判決の【平成 28 年改正法により、平成 32 年以降アダムズ方式により各都道府県の議員定数が再配分されることが見込まれるから合憲である】旨の判示も、憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文前段、14 条の定める、【**主権者の多数決という根源的民主主義原理**】に基づく、人口比例選挙の要求】に違反する』旨

主張する。

第1章 (本書2～19頁)

国の合憲論に対する反論

第I部 (本書2～14頁)

【要旨】

国の【投票価値格差・最大2倍未満合憲説】は、平成27年大法廷判決(10頁)、平成25年大法廷判決(10頁)、平成23年大法廷判決(8頁)の「選挙区割りを決定するに際して、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解される」との各判示(規範)に、真正面から反する。

(本書2～3頁)

(1) 平成27年大法廷判決(甲4) は、その判決文10頁9～下9行で、

「衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解される」(強調 引用者)

と判示する(平成25年大法廷判決9頁下2行～10頁4行〈甲3〉、平成23年大法廷判決文7頁下2行～8頁4行〈甲2〉も、同旨)。

(2) 国の【2倍未満合憲説】は、

『**人口以外の要素**（但し、都道府県も、「人口以外の要素」の1つである）が、合理性を有する場合であっても、**はたまた、合理性を有しない場合であっても**、そのいずれであるかを問うことなく、投票価値の格差が2倍未満でさえあれば、選挙区割りを決定するに当たり、国会に於いて、人口以外の要素を憲法上考慮することが許容される』

との主張である。

しかしながら、この国の【2倍未満合憲説】は、平成27年、平成25年、平成23年の各大法廷判決の上記（本書2頁）の「**それ以外の要素も合理性を有する限り**国会において考慮することが許容されているものと解される」との判示（規範）を**真正面から否定する憲法論**である。

II 【要旨】

1人別枠方式を含む本件選挙区割基準のうち、1人別枠方式に係る部分が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態である理由は、

「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの**合理性がある**とはいい難い。」（強調 引用者）

ということである。（本書3～6頁）

1 平成23年大法廷判決は、その判決文・9頁9～11行で、

「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの**合理性がある**とはいい難い。」（強調 引用者）

と明確に判示し、

加えて、その判決文・10頁2～4行で、

「そうであるとすれば、1人別枠方式は、おのずからその合理性に時間的な限界があるものというべきであり、新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになった段階においては、その合理性は失われるものというほかはない。」(強調 引用者)

と判示し、

続けて、その判決文・11頁4～11行で、

「そうすると、本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、遅くとも本件選挙時には、その立法時の合理性が失われたにもかかわらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものといわなければならない。そして、本件選挙区割りについては、本件選挙時において上記の状態にあった1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められたものである以上、これもまた、本件選挙時において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものというべきである。」(強調 引用者)

と判示する。

即ち、同判決は、

『1』 本件区割基準のうち1人別枠方式にかかる部分(但し、全47都道府県の夫々に、それらの人口とは無関係に議員定数・1を先ず配分する方式)は、人口比例以外の要素たる都道府県という合理性のない要素を考慮して、各都道府県の議員定数を決定するので、それ自体、【憲

法の投票価値の平等の要求】に反する状態に至っていた。

- ② 本件選挙区割りについては、違憲状態にあった1人別枠方式により定められたものである以上、**憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた。**』旨

判示している。

- 2 平成25年、平成27年の各大法廷判決は、いずれも、平成23年大法廷判決の『本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態である』旨の判示を変更しておらず、本件選挙区割基準のうち1人別枠方式に係る部分の理由付たる、

「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの**合理性があるとはいえない。**」（強調 引用者）

の判示を維持している、と解される。

- 3 本件選挙について言えば、**該12都県**（国の答弁書第4、4(2)、ウ(ウ)〈例えば、東京都選挙管理委員会答弁書51頁〉）の夫々の議員定数は、平成23年大法廷判決、平成25年大法廷判決、平成27年大法廷判決が『憲法の投票価値の平等の要求に反する状態である』旨判示した1人別枠方式により決定された議員定数（但し、アダムズ方式により決定される議員定数とは異なる）であり、

該12都県の夫々の、1人別枠方式により決定された議員定数と同数の議員定数に基づく選挙区割りは、【憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の瑕疵】を帯びていた。

その結果、該12都県の夫々の選挙区割りの当該【憲法の投票価値の平等の要

求に反する状態の瑕疵】のため、全選挙区の**有機的一体性**により、全選挙区の選挙区割りも、【憲法の投票価値の平等の要求に反する状態】の瑕疵を帯びることになる（昭和51年大法院判決 甲25、昭和60年大法院判決 甲31）。

（以下、余白）

III 【要旨】

平成23年大法廷判決は、『旧区画審設置法3条1項の趣旨は、最大人口較差・2倍という数値を、衆院選（小選挙区）の合憲・違憲の結論が導く、画一的に量的な基準とする趣旨ではない』と判断している、と解される（甲26）。

（本書7～8頁）

- 1 岩井伸晃・最高裁判所調査官、小林宏司・最高裁判所調査官執筆「衆議院議員定数訴訟最高裁大法廷判決の解説と全文」と題する論文（ジュリスト No.1428。2011.9.1 56～62頁。甲26）：

ア 上記論文（甲26）は、

「そして、本件選挙時における前記の較差が、既に合理性の失われた1人別枠方式を主要な要因として生じたものである以上、当該時点における本件選挙区割りには憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとの評価を免れないとされたものである。本件選挙時よりも較差自体の数値は大きかった過去の選挙について、平成11年最高裁判決①（選挙直近の国勢調査に基づく最大較差2.309倍）及び平成13年最高裁判決（選挙時の選挙人数に基づく最大較差2.471倍）は、当時の選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとしているが、その各時点では、なお1人別枠方式が前記の合理性を維持していたものと考えられるから、これらの先例と今回の判断とは整合的に理解することができるものといえよう⁴⁾。」（同書60頁右欄下11行～61頁左欄6行）、

4) 「従来の最高裁判例において合憲性の判定における較差の数値に係る量的な基準が示されたことはなく、本判決においても、

この点は同様であり、憲法の投票価値の平等の要求の制約となる要素として国会において考慮された事情にその制約を正当化し得る合理性があるか否かという質的な観点の問題とされ、
1 人別枠方式についてはその合理性に時間的限界がありこれによる較差を正当化し得る合理性は既に失われたと判断されたものであって、
単純に較差の数値のみから直ちに合憲・違憲の結論が導かれるものではないと解される（本判決は、区画審設置法3条1項所定の区割基準につき、「投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものといえることができる」と判示しているが、これが最大較差2倍という数値を画一的に量的な基準とする趣旨のものでないことも、その前後の説示の内容等から明らかであるといえよう）。」（強調 引用者）

と記述する。

- 2 岩井伸晃・最高裁判所調査官、小林宏司・最高裁判所調査官執筆「衆議院議員定数訴訟最高裁大法廷判決の解説と全文」と題する論文（ジュリスト No.1428。2011.9.1 56～62頁。甲26）が示すとおり、平成23年大法廷判決は、一票の価値の較差2倍未満という単純な数値のみから選挙の合憲・違憲の結論が導かれる、とは解していない、と解される。

この点の判断は、平成25年、27年の各大法廷判決でも修正されておらず、平成25年、27年大法廷判決でも、維持されている、と解される。

よって、国の、投票価値の平等の較差2倍未満を根拠としての、『本件選挙は、合憲である』旨の主張は、的外れである。

（以下、余白）

IV 【要旨】

本件選挙に於いては、該 12 都県については、1 人別枠方式による各都県への各議員定数が、従来どおり維持されており、1 人別枠方式により決定される議員定数自体が**廃止されていない**ので、該 12 都県への各議員定数は、【憲法の投票価値の平等の要求】に反する状態である。(本書 9～14 頁)

1 平成 23 年大法廷判決 (本書 9 頁)

1 平成 23 年大法廷判決は、その判決文 12 頁下 9～下 7 行で、

「できるだけ速やかに本件区割基準中の 1 人別枠方式を**廃止し**、区画審設置法 3 条 1 項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、**投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある**ところである。」(強調 引用者)

と判示する。

即ち、平成 23 年大法廷判決の当該判示は、

『【憲法の投票価値の平等の要求】に沿うためには、1 人別枠方式の**廃止が必要である**』旨

明言する。

2 平成 23 年大法廷判決の当該判示に照らせば、本件選挙では、12 都県において、1 人別枠方式の議員定数（但し、新区割基準〈アダムズ方式 選挙人代理人注〉の議員定数と異なるもの）が維持されているので、該 12 都県においては、1 人別枠方式により算出される議員定数は、**廃止されておらず**、【憲法の投票価値の平等の要求】に反する状態に至っている、と解される。

2 **平成25年大法院判決** (本書10~11頁)

1 平成25年大法院判決は、その判決文13頁下9～下5行で、

「**これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、**旧区画審設置法3条2項の定める1人別枠方式を**廃止し**、同条1項の趣旨に沿って平成22年国勢調査の結果を基に各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を**見直し、それを前提として多数**の選挙区の区割りを**改定することが求められていたところである。**」(強調 引用者)

と判示し、

その中で、『1人別枠方式の**廃止が求められている**』旨を明言している。

2 本件選挙においては、1人別枠方式による算出される12都県の議員定数(但し、新区割基準〈アダムズ方式 選挙人代理人注〉の議員定数と異なるもの)が有り、該12都県においては、平成25年大法院判決の上記判示に照らせば、1人別枠方式の議員定数は、**廃止されていない。**

そして、一例として、具体的に東京都の議員定数(25)に注目すると、1人別枠方式により算出される東京都の議員定数(25)と同数の東京都の議員定数(25)は、【憲法の投票価値の平等の要求】に反する状態であり、同議員定数(25)に基づく東京都の選挙区割りは、【憲法の投票価値の平等の要求】に反する状態に至っており、その結果、選挙区相互の**有機的一体性**により、本件全選挙区も、【憲法の投票価値の平等の要求】に反する状態に

至っていることになる（昭和51年大法廷判決 甲25、昭和60年大法廷判決 甲31）。

3 **平成27年大法廷判決**（本書11～14頁）

1 ア 平成27年大法廷判決は、その判決文・15頁下5～下2行（甲4）で、

「これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、旧区画審設置法3条2項を削除した上で、同条1項の趣旨に沿って各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改正することが求められ、」（強調 引用者）

と判示し、

同12頁下4行～13頁2行で、

「本件選挙区割りにおいては、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について旧区割基準に基づいて配分された定数の**見直しを経ておらず**、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除された後の**新区割基準に基づいた定数の再配分が行われていない**ことから、**いまだ多くの都道府県**において、そのような再配分が行われた場合に配分されるべき定数とは異なる定数が配分されているということが出来る。」（強調 引用者）

と判示する。

ここで、平成27年大法廷判決文・15頁下5～下2行の

「旧区画審設置法3条2項を削除した上で、同条1項の趣旨に沿って各

都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し、」(強調 引用者)

は、

同12頁下2行～末行の

「1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除された後の新区割基準に基づいた定数の再配分」(強調 引用者)

と同旨である、と解される。

イ 国は、答弁書第3、4、(11) (例えば、東京都選挙管理委員会答弁書19頁本文末行～20頁5行) で、

「そして、選挙制度調査会は、衆議院議長に対し、平成28年1月14日、次の内容の答申をした。すなわち、①衆議院議員の定数を10人削減すること、②都道府県への議席配分をアダムズ方式により行うこと、③都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行うことなどを内容とする答申(以下「本件答申」という。)をした(乙第10号証3及び4ページ)。」(強調 引用者)

と主張する。

ウ 国の該主張に照らせば、国は、

『「1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除された後の新区割基準」(平成27年大法廷判決文・12頁下2～末行)とは、人口比例に

基づくアダムズ方式（国の答弁書第3、4、(11)の脚注*1（例えば、東京都選挙管理委員会答弁書19頁脚注*1）の定数配分方式である』旨

自認している、と解される。

エ そうだとすると、平成27年大法廷判決文・15頁下5～下2行（甲4）の

「これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消する
ためには、旧区画審設置法3条2項を削除した上で、同条1項の趣旨に
沿って各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し、そ
れを前提として多数の選挙区の区割りを改正することが求められ、」（強調
引用者）

とは、「これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消する
ためには、」（強調 引用者）新区割基準（国は、【アダムズ方式の区割基準であるこ
と】を自認する（被告答弁書第3、4、(11)の脚注*1。例えば、東京都選挙管理委員会答弁
書19頁脚注*1。））に基づいて「各都道府県への選挙区割の数、即ち、議員の
定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改正す
ることが求められ、」（強調 引用者）の趣旨である、

と解される。

2 平成27年大法廷判決文・15頁下5～下2行に照らせば、

1人別枠方式により算出される該12都県の夫々の議員定数の、【憲法の投票価値の平等の要求】に反する状態を解消するためには、「新区割基準に基づいた定数の再配分」を行う必要があるところ、

本件選挙で、該12都県については、「新区割基準に基づいた定数の再配分」
が行われていない。

よって、該12都県の議員定数に基づく選挙区割りは、【憲法の投票価値の平等の要求】に反した状態に至っており、
その結果、全選挙区の有機的一体性により、本件選挙の全選挙区も、【憲法の投票価値の平等の要求】に反する状態に至っていることになる（昭和51年大法廷判決 甲25、昭和60年大法廷判決 甲31）。

- 3 そもそも、「1人別枠方式に係る部分は、……それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた」（平成23年大法廷判決文11頁4～7行 甲2 強調 引用者）」という理由は、上記（本書4頁）したとおり、

**「ある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性がある
とは言い難い」（平成23年大法廷判決文9頁9～11行〈甲2〉）**

という二義を許さない単純明白な理由である。

従って、そこには、『投票価値の較差（最大）が2倍未満で有りさえすれば、同投票価値の較差（最大）の合理性の有無を問うことなく、合憲である』
というような、憲法の条文上の根拠のない議論が入り込む余地は全
くない。

（以下、余白）

第II部 (本書15～19頁)

2の論点

序 (本書15～16頁)

(1) 国政選挙の投票価値の不平等の問題は、憲法論として、**①** 人権論（即ち、憲法14条の問題）と**②** 統治論（憲法56条2項、1条、前文第1文前段、14条の問題）の2つがある。

従来（昭和37年～平成21年迄）、それは、裁判所、憲法学界で、専ら人権論として議論され、国会の裁量による匙加減で決められた1票の価値の最大格差が、合憲の範囲に留まるか否かが、議論されてきた。

(2) しかしながら、平成21（2009）年以降、選挙人（原告）代理人らの弁護士グループは、一票の投票価値の不平等の問題は、人権論の視点のみに止まらず、憲法上の統治論の視点からも、合憲・違憲の問題が論じられるべきである、と主張している。

(3) 投票価値の不平等の問題は、

国民 （主権者）の主権の内容に係ることから、統治論として、正面から、
合憲・違憲の裁判所の判断がなされるべきであり、

それと同時に、

国民の 個人 の人権論としても、合憲・違憲の裁判所の判断がなされるべきである。

(4) そして、投票価値の不平等が合憲であるためには、**統治論と人権論の2のハードル**をいずれもクリアーすること、即ち、

【統治論（憲法56条2項、1条、前文第1文前段、14条の議論）（統治論のハ

ードル)として、合憲であること】が求められ、同時に

【人権論(憲法14条の議論)としても、合憲であること】(人権論のハードル)が、求められる。

(5) 本件裁判では、選挙人(第一審原告)らは、争点を明確にするため、

上記の統治論のみに基づいて

『本件選挙区割りは違憲である』旨

主張する。

1 【要旨】

① 憲法56条2項、1条、前文第1文前段、14条は、

【<憲法14条により法の下での平等が保障されている>国民の過半数の意見が、国会議員の多数決を介して、立法し、かつ総理大臣を指名するルール(=**国民の意見(即ち、民意)の多数決ルールという根源的民主主義原理**)】

を定めている(統治論)。

② ところで、国民の多数(過半数)の意見が、国会議員の多数決を介して、**多数決**で、立法し、かつ総理大臣を指名するためには、人口比例選挙が必要である。

③ ここで、人口比例選挙とは、【議員1人当りの人口が同数であること(=1人1票の選挙)】をいう。

以下、詳述する。(本書16~19頁)

(1)① 憲法56条2項は、

「両議院の議事は、……出席議員の**過半数**でこれを決し、……」
と定める。

② 憲法1条は、

「……**主権の存する国民**……」

と定める。

ア **国会議員は、憲法上、主権者ではないので、**

【憲法56条2項の「両議院の議事は、……出席議員の過半数でこれを決し、……」の定めのみに基づき、両院の議事は、出席議員の過半数の決議により、有効に成立する】

ということにはならない。

即ち、国会議員は主権者ではなく、国民が主権者であるので、もし仮に、両院の議事が、**（過半数の主権者を代表していない）出席議員の過半数（多数決）**により議決されたとすると、**（国民の過半数未満の意見を代表する）出席議員の過半数による議事の議決は、憲法56条2項、1条、前文第1文、14条の定める【国民の意見の多数決によって、両院の議事を決するという根源的民主主義原理の正統性】を有しない（統治論）。**

イ 両院の議事の出席議員の過半数による決議は、主権者から**正当に選挙された**国会議員の過半数による決議**（多数決）**の場合に限って、憲法56条2項、1条、前文第1文前段、14条に基づき、初めて、正統化される。

③ 憲法前文第1文冒頭は、

「日本国民は、**正当に選挙**された国会における代表者を通じて行動し、」

と定める。

ア ここで、「正当（な）選挙」とは、国民の多数（過半数）が、国会議員の多数（過半数）を当選させ得る選挙である。

そして、国民の多数（過半数）が国会議員の多数（過半数）を当選させ得る選挙（即ち、「正当（な）選挙」）は、人口比例選挙（一人一票の選挙）のみである。

逆の角度から言えば、

（〈憲法 14 条により法の下での平等が保障されている〉国民の過半数が国会議員の過半数を選出できないような）選挙は、「正当（な）選挙」とは言えない。

イ 小学5年生・100人に、国民の少数（半数未満）が国会議員の多数（過半数）を当選させる選挙は、「正当（な）選挙」か、「正当（な）選挙」でないか、のいずれですか、と問えば、100人が100人、「正当（な）選挙」ではない、と即答するであろう。

(2) **非**人口比例選挙では、国民の少数（半数未満）が、必ず、国会議員の多数（過半数）を選出するので、国民の少数（半数未満）の意見が、過半数の国会議員を介して、立法し、総理大臣を指名することが生じ得る。

即ち、非人口比例選挙は、「国民の意見（＝民意）の少数決」のリスクを含み、憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文前段、14 条の定める、「国民の意見（＝民意）の多数決」の民主主義原理に完全に反する。

具体的に言えば、非人口比例選挙の場合、

国民（主権者の**少数**）が、国会議員を介して、選挙日～国会議員の任期末日迄の**長期間**、（但し、衆院議員の場合は、任期満了日又は解散日迄）、**独占して、少数決**により、国民の多数意見を排除して、立法し、かつ内閣総理大臣を指名する。

2 【要旨】

平成29年10月衆院（小選挙区）選挙（「0増6減」の「本件選挙」）は、**非人口比例選挙**である。（本書19頁）

本件選挙（平成29年衆院選）では、全人口（125,342,377人）の中の**56,183,183人（44.8%）（少数。半数未満）**が、全小選挙区選出議員（289人）の中の**145人（50.2%）（多数。過半数）**を選出し、

残余の約**69,159,194人（55.2%。多数。過半数）**が、残余の**144人（49.8%。少数。半数未満）**の小選挙区選出議員を選出した（平成27年人口（2017年4月19日付総務省資料）に基づく。訴状別紙1、甲7）。

即ち、衆院選（小選挙区）の国会議員の多数（145人）は、国民の少数（125,342,377人中の56,183,183人。44.8%）を代表するにすぎない。

よって、本件選挙の本件選挙区割りは、①憲法56条2項、②1条、③前文第1文前段、④14条の定める【人口比例選挙の要求】に反する**非人口比例選挙**である。

（以下、余白）

第2章 (本書 20 頁)

原判決は、選挙人らの憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文前段が人口比例選挙を要求する主張を棄却する理由を記述していない。

よって、原判決は、**(憲法 76 条 3 項、民訴法 253 条 1 項 3 号、行政訴訟法 7 条)**に違反する。(本書 20 頁)

- 1 ① 平成 23 年大法廷判決 (衆) (甲 2)、② 平成 25 年大法廷判決 (衆) (甲 3)、③ 平成 27 年大法廷判決 (衆) (甲 4) において、選挙人 (原審原告) らは、統治論に基づき、『憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文前段が人口比例選挙を要求する』旨定めると主張したが、これに対し、当該 3 の最高裁大法廷判決 (衆) は、憲法 14 条に基づく議論 (人権論) を説示し、憲法 14 条は人口比例選挙を要求していないとして、選挙人らの統治論の主張を検討することなく、選挙人らの請求を棄却した。
- 2 当該 3 の最高裁大法廷 (衆) は、憲法 76 条 3 項 (「すべての裁判官は、その良心に従い独立してその職務を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。」) 民訴法 253 条 1 項 3 号、行政訴訟法 7 条に基づき、全ての主権者たる日本国民のために、その判決文中に、選挙人 (原審原告) らの統治論に基づく主張を排斥する理由を示す、憲法上の義務を負っている。
- 3 最高裁判所裁判官は、選挙人らのこの**統治論の主張**に正対して向き合い、之を棄却する場合は、その排斥の理由を判決文中に説示する義務がある (憲法 76 条 3 項、民訴法 253 条 1 項 3 号、行政訴訟法 7 条)。

以上